

林災防栃発第1号  
令和8年4月1日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

支部長 東 泉 清 寿

(公印省略)

令和8年度労働安全巡回指導事業（「安全点検パトロール」）の実施について

日頃から林材業の労働災害防止活動の推進に対しまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県の林材業における労働災害防止対策につきましては、関係行政機関等のご支援をいただき、「安全点検パトロール」を県下一斉に実施するなど、会員事業場の実効性のある安全衛生管理の機能の維持・強化に取り組んできたところであります。

しかしながら、林材業の労働災害は、依然として同種・類似災害の発生を繰り返すなど、本来、遵守すべき安全確保のための基本的な作業方法や作業手順を励行していないことに起因する労働災害が発生している状況にあり、特に、林業においては、昨年、林業個人事業者（一人親方）の方が、伐木作業中、かかり木の速やかな処理を怠り、他作業中に当該かかり木に激突される死亡災害が発生する残念な結果となりました。

また、立入禁止区域内での同時伐倒作業中の転倒災害やチェーンソーを用いた伐木作業において「かかり木処理の禁止事項」による重篤災害が発生している状況にあります。

こうしたことから、国が策定した「第14次労働災害防止計画」の『林業の労働災害防止対策の推進』である事業者が取り組む事項を基本に、本県における更なる林材業労働災害の減少と未然防止を早期に実現を図るため、令和8年度の労働安全巡回指導事業「安全点検パトロール」を関係行政機関の協力の下、林材業関係団体と連携して、積極的に展開することといたしました。

つきましては、貴事業場における自主的な安全衛生活動をより一層活性化させるとともに、安全管理活動の取組に際し、作業者のリスク意識が低くなってしまいう要因及びルール無視の要因を掴むとともに、災害発生メカニズムに照らし、適切な判断をできない状態でないか、災害発生の予見や認識ができない心理状態でないか等の視点に対する助言等に資するため、令和8年度の労働安全巡回指導事業「安全点検パトロール」の実施について会員事業場の特段のご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

なお、本事業の実施要領に基づく「安全点検パトロール」に関し、別途、選定された対象事業場につきましては、追って当該事業場に直接ご連絡申し上げます。

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

TEL 028-652-2153

担当：大貫、齊藤